

第 11 章 積立投資信託取扱約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客さまと、当社との間の、追加型投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（名称、「積立投資信託」、以下、「本サービス」といいます。）に関する取決めです。お客さまは本サービス内容を十分に理解し、お客さまの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条 （買付銘柄の選定）

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）の自動けいぞく投資コースとします。
- (2) お客さまは、選定銘柄の中から 1 以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）

第3条 （払込方法の指定）

お客さまは、当社があらかじめ指定した、証券口座（円貨預り金を含みます。）から買付の払込を行うものとします。

第4条 （申込み方法）

お客さまは次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。

- ① 事前、または同時に当社所定の申込書によりお客さまが当社の証券口座を開設済みであること。
- ② お客さまが当社所定の本サービスの申込書に必要事項を記入、署名のうえ、当社へ提出し当社の諸手続きが完了していること。または、お客さまがオンラインサービスにて本サービスの申込みを行い、当社が承諾していること。

第5条 （申込内容の変更）

お客さまは所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の中止および申込内容の変更を行うことができます。

第6条 （金銭の払込み）

- (1) お客さまは指定銘柄の買付にあてるため、毎月 1 銘柄につき 1 回当たりあらかじめお客さまが申しいただいた一定額の金銭（以下、「払込金」といいます。）を、お客さまが 2 以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額を証券口座（野村 MRF からの自動換金を含みます。）からの引落しをもって行い、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資コースにより振替えるものとします。
- (2) 1 銘柄当たりの払込金の額は、5,000 円以上または 10,000 円以上で 1,000 円の整数倍の金額とします。

第7条 （買付の方法）

当社は、お客さまの指定銘柄の買付に係る払込金で、当該指定銘柄の「目論見書」の記載に従って買付を行います。

第8条 （買付時期および価額）

- (1) 当社は、お客さまからの払込金の受入れをもって、原則として毎月 1 日、10 日（休業日の場合はその翌営業日）に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。
- (2) 上記(1)の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額とします。なお、販売手数料がある場合は、目論見書に記載または当社が別に定める手数料および消費税相当額を加えた価額とします。
- (3) 上記(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

第9条 （返還および果実の再投資）

返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の「目論見書」の記載により行うものとします。

第10条 （非課税口座にかかる非課税の特例の適用）

- (1) お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に第 13 章および第 14 章に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を申込み、当社の諸手続きが完了した後に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。
- (2) 複数の指定銘柄の買付もしくは指定銘柄以外の上場株式等の買付が発生する場合の非課税の特例の適用の優先順位は当社が定める方法によります。
- (3) 果実の再投資の場合の非課税の特例の適用の取扱いは当社が定める方法によります。

第11条 （取引および残高の通知）

当社は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

- ① 取引の明細
当社は、第 7 条および第 8 条に基づく取引の明細については、3 ヶ月に 1 回以上「取引残高報告書」により通知します。
- ② 金銭および残高明細
当社は、指定銘柄の取引明細、買付預り金および残高については、3 ヶ月に 1 回以上「取引残高報告書」に記載してお客さまに通知します。ただし、上記①の該当取引がない場合は、1 年に 1 回以上、お客さまに通知します。

第12条 （選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当社が必要と認める場合

第13条 （解 約）

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合
- ② 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- ③ 当社が本サービスの解約を申出た場合